

(事業所番号)

--	--	--	--	--

様式第1号 [事業主の同意書]

(ご記入日)

平成 年 月 日

全国卸商業団地厚生年金基金
理事長 齊藤 英雄 殿

事業所所在地
事業所名称

事業主氏名

印

事業主の同意について

上記事業所の事業主として、以下の事項について通知します。

- 以下のことについて、事業主として同意します。
 - ① 全国卸商業団地厚生年金基金が、将来、解散すること。
 - ② ①を実施するに当たり、今回、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第32条第1項(将来返上)の認可申請を行うこと。
 - ③ ①を実施するに当たり、(最低責任準備金に不足額が生じた場合は、)納付額特例の認定申請(及び納付計画の承認申請)を行うこと。
- 1について、当事業所の加入員に同意を求めたところ
加入員 _____ 名中、 _____ 名の同意があったことを証明します(同意書別添)。
3. 労働組合の有無について . . . 有 . 無 (該当する方を○で囲んでください)

以上

各事業所において加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合には、別途当該労働組合の同意書(様式第3号)もご提出いただく必要があります。基金事務局までご連絡いただければ用紙をお送りいたします。また、当基金のホームページに一連の様式及び記入例を掲載しておりますので、ダウンロード・印刷していただき、ご記入ご捺印のうえご提出いただいても結構です。

--	--	--	--	--

枚中	枚目
----	----

枚数は基金において記入いたします
(ご記入日)

平成 年 月 日

同 意 書

以下のことについて同意します。

- ① 全国卸商業団地厚生年金基金が、将来、解散すること。
 - ② ①を実施するに当たり、今回、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第32条第1項（将来返上）の認可申請を行うこと。
 - ③ ①を実施するに当たり、（最低責任準備金に不足額が生じた場合は、）納付額特例の認定申請（及び納付計画の承認申請）を行うこと。
- ①を実施するまでの間に、意向が変わった場合はその旨申し出ます。

(基金使用欄)

事業所所在地

事業所名称

加入員氏名 (自署)	印	加入員氏名 (自署)	印
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

(事業所番号)

--	--	--	--	--

様式第3号 [労働組合の同意書]

(ご記入日)

平成 年 月 日

全国卸商業団地厚生年金基金

理事長 齊藤 英雄 殿

労働組合の
所在地
名称

代表者名

㊞

労働組合の同意について

以下のことについて、下記事業所に所属する加入員で構成されている当労働組合の総意として、ここに同意します。

- ① 全国卸商業団地厚生年金基金が、将来、解散すること。
- ② ①を実施するに当たり、今回、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第32条第1項(将来返上)の認可申請を行うこと。
- ③ ①を実施するに当たり、(最低責任準備金に不足額が生じた場合は、)納付額特例の認定申請(及び納付計画の承認申請)を行うこと。

(注) 加入員 _____ 名中、当労働組合員は _____ 名です。

記

事業所名称 _____

事業所所在地 _____

※ 本書は、加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合に必要となります。

記入例

様式第1号〔事業主の同意書〕

(事業所番号)

0 0 1 2 1

封筒の宛名シールに5桁の番号で記載されています
シールの種類により「1721」につづけて記載されている場合があります

(ご記入日)

平成 **27**年 **3**月 **26**日

実際のご記入日で結構です

全国卸商業団地厚生年金基金
理事長 齊藤 英雄 殿

事業所所在地 東京都港区赤坂5-1-31
事業所名称 第六セイコービル4階
卸団地基金 株式会社
事業主氏名 代表取締役 **流通 太郎**

ゴム印で結構です

代表者
之印

代表者印または社判

事業主の同意について

上記事業所の事業主として、以下の事項について通知します。

- 以下のことについて、事業主として同意します。
 - ① 全国卸商業団地厚生年金基金が、将来、解散すること。
 - ② ①を実施するに当たり、今回、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第32条第1項（将来返上）の認可申請を行うこと。
 - ③ ①を実施するに当たり、（最低責任準備金に不足額が生じた場合は、）納付額特例の認定申請（及び納付計画の承認申請）を行うこと。

2. 1について、当事業所の加入員に同意を求めたところ

加入員 **73** 名中、 **73** 名の同意があったことを証明します(同意書別添)。

3. 労働組合の有無について・・・ 有 ・ 無 (該当する方を○で囲んでください)

同封の加入員明細書をご参考にご記入下さい。

労働組合があれば、「有」に○

以上

各事業所において加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合には、別途当該労働組合の同意書（様式第3号）もご提出いただく必要があります。基金事務局までご連絡いただければ用紙をお送りいたします。また、当基金のホームページに一連の様式及び記入例を掲載しておりますので、ダウンロード・印刷していただき、ご記入ご捺印のうえご提出いただいても結構です。

記入例

(事業所番号)

0 0 1 2 1

封筒の宛名シールに5桁の番号で
記載されています
シールの種類により「1721」につづけて
記載されている場合があります

枚中

枚目

様式第2号 [加入員の同意書]

(ご記入日)

平成 27年 3月 26日

同意書

実際のご記入日で結構です

以下のことについて同意します。

- ① 全国卸商業団地厚生年金基金が、将来、解散すること。
 - ② ①を実施するに当たり、今回、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第32条第1項（将来返上）の認可申請を行うこと。
 - ③ ①を実施するに当たり、（最低責任準備金に不足額が生じた場合は、）納付額特例の認定申請（及び納付計画の承認申請）を行うこと。
- ①を実施するまでの間に、意向が変わった場合はその旨申し出ます。

ゴム印で結構です

(基金使用欄)

事業所所在地

東京都港区赤坂5-1-31
第六セイコービル4階

事業所名称

卸団地基金 株式会社

	加入員氏名 (自署)	印		加入員氏名 (自署)	印
1	東京 ○ ○	東京	11		
2	大阪 ○ ○	大阪	12		
3	福岡 ○ ○	福岡	13		
4	宮城 ○ ○	宮城	14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

加入員の自署によるご署名を
お願いいたします
(ゴム印・印字は不可)

加入員のご捺印をお願いいたします
(通常使用の認印でお願いします)
(シヤチハタ可)

用紙はコピーしてご利用いただいて結構です。
また、基金ホームページからダウンロードできます。

記入例

様式第3号〔労働組合の同意書〕

(事業所番号)

0 0 1 2 1

封筒の宛名シールに5桁の番号で記載されています
シールの種類により「1721」につづけて記載されている場合があります

(ご記入日)

平成 27年 3月 26日

実際のご記入日で結構です

全国卸商業団地厚生年金基金
理事長 齊藤 英雄 殿

労働組合の
所在地
名称
代表者名

東京都港区赤坂5-1-31
第六セイコービル4階
卸団地基金 労働組合

基金 次郎

ゴム印で結構です

代表者個人印でも可

労働組合の同意について

以下のことについて、下記事業所に所属する加入員で構成されている当労働組合の総意として、ここに同意します。

- ① 全国卸商業団地厚生年金基金が、将来、解散すること。
- ② ①を実施するに当たり、今回、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第32条第1項（将来返上）の認可申請を行うこと。
- ③ ①を実施するに当たり、（最低責任準備金に不足額が生じた場合は、）納付額特例の認定申請（及び納付計画の承認申請）を行うこと。

(注) 加入員 **73** 名中、当労働組合員は **68** 名です。

同封の加入員リストを
参考にご記入下さい。

ゴム印で結構です

記

事業所名称 卸団地基金 労働組合

東京都港区赤坂5-1-31

事業所所在地 第六セイコービル4階

※ 本書は、加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合に必要となります。